

令和3年度

事業計画書



横浜市 松風学園

目 次

園長からのメッセージ	3
基本理念	4
令和3年度事業目標	5～7
資料編	8～9



園長からのメッセージ

令和2年度を振り返って

～新型コロナウイルス対策について～

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に終始した1年でしたが、新型コロナウイルス感染症の症状を有する御利用者様もいらっしゃらず、日々の生活をお過ごしいただくことができました。

感染対策としての大きな制約を受ける中で、園内で快適にお過ごしいただけるよう余暇活動の充実等に取り組んでまいりましたが、緊急事態宣言中の面会制限や外泊の中止など、御利用者様・御家族に多大な御不便、御不自由をおかけいたしました。

また、地域移行に向けた取組や意思決定支援、関係機関との会議など、多岐にわたる業務でも、中止・延期・代替での対応等の制約を受けた一年でした。

～松風学園再整備について～

松風学園は、横浜市立初の「精神薄弱児入所施設」として、昭和35年10月に開所し、今年度、開所から60年の節目を迎えました。

開所当初は児童の施設として定員50人でスタートしましたが、昭和40年には「精神薄弱者更生施設」として50名の成人施設が併設となり、その後、昭和55年に児童部門が「なしの木学園」として独立移転、昭和58年には再整備を経て、現在の定員規模になりました。

そのため、現在の建物は建設から35年以上と、老朽化が進んでおり、多人数部屋の個室化を図るなど、居住環境の改善に向けた再整備を進めています。令和2年度は通所棟、作業棟及びCS棟の解体に着手しました。

建物の解体にあたっては、通所及び日中活動場所の移転など、御利用者様に大きな負担をおかけしましたが、円滑に工事を進めることができました。

また、再整備にあたって、個室化に伴う定員減及び入所ニーズに対応するため、松風学園内の現グラウンドに新たな障害者支援施設を民設民営で整備することとしており、その準備も順調に進んでいます。

令和3年度の取組

令和3年度は、新型コロナウイルスワクチンの接種など、感染症対策をめぐる状況は大きく変化すると思われませんが、引き続き、御利用者様の安全、安心を第一に考え、御利用者様本位のより良い支援を目指した取組をこれまで以上に推進してまいります。

また、松風学園の再整備においては、解体したCS棟の跡地に新居住棟を建設するほか、新たな障害者支援施設の建設が開始されます。御利用者様一人ひとりの人権を守り、個性を尊重した再整備となるよう、再整備後を見据えた支援内容・プログラムの再構築を含め、御利用者様が快適で充実した日々をお過ごしいただける施設づくりに取り組んでまいります。

家族・関係者の皆様の御意見もいただきながら、丁寧な施設運営に努めてまいりますので、引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

横浜市松風学園園長 中村 剛志

基本理念

松風学園は、一人ひとりが輝き、尊敬し、支えあう地域社会を実現します。

松風学園は、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指し、施設の果たすべき使命を明確にするためここに基本理念を表明します。この理念は、松風学園の全ての事業の目的、目標及び実施計画等の根底に流れる考えや行動につながります。

●支援の根幹となる考え方

基本理念に基づいた松風学園の利用者支援の根幹となる考え方は次のとおりです。

- 1 利用者一人ひとりの「人権」を守り、個性を尊重します。
- 2 利用者の安全と安心を見守り、「利用者本位」の質の高いサービスを提供します。
- 3 利用者の「地域生活移行」を支援します。

●中期的な松風学園運営方針

1 利用者本位のサービス

利用者本位のサービスを実現するため、一人ひとりにあった個別支援を迫及し、利用者満足度を向上するためのプロセスを大切にします。

2 地域や関係機関との協働

市民サービス向上のため、松風学園の職員は全員で協力して利用者支援にあたりるとともに、自治会町内会など地域の関係機関、関係施設の方々との協働を積極的に進めます。

3 適正な施設運営

個人情報やプライバシーの保護を徹底します。一方で、業務の透明性を確保するため、情報公開の原則に立ち、運営状況を積極的に開示します。



3月作品 春の花

令和3年度 事業目標

1 利用者本位のサービスを実施します。

(1)利用者本人の意思を尊重した個別支援計画を策定し、一人ひとりにあったサービスを提供します。

- ・利用者本人の意思を尊重し、心身状況及び家族の意向等を十分に把握しながら、利用者一人ひとりにあった個別支援計画を策定し、サービスを提供します。
- ・区役所や相談支援事業所など関係機関と連携・協力し、様々な視点を取り入れた多角的な支援、サービスを提供します。また、計画相談支援の導入を推進します。
- ・利用者の人権擁護のため、成年後見制度の利用を働きかけます。

【屋内作業】



【屋外作業】



これらの他に、体操プログラムや音楽プログラムなど様々な日中活動を提供します。

(2)利用者の高齢化・障害特性・強度行動障害への適切な支援を行います。

- ・個別、集団活動を通して、作業評価、心理支援を行います。
- ・医療機関やリハビリテーションセンター等と連携し、健康状態や身体機能の維持、改善に努めます。
- ・利用者の摂食機能に考慮しつつ、季節や行事に対応した楽しく潤いのある食事を提供します。
- ・高齢化、障害特性等で変化する心身状況を把握し、園外の社会資源の利用も視野に入れながら、より豊かな生活ができる環境を整えます。
- ・強度行動障害のある利用者には十分なアセスメントを行い、必要な環境を整え適切な手法で支援を進めます。



(3)地域で生活されている障害者の利用ニーズに応えます。

- ・地域で生活されている(在宅)障害者のニーズ(レスパイト・体験・緊急等)に応じて短期入所の相談・利用調整を行います。

(4)利用者の地域移行・施設移行を推進します。

- ・利用者、家族に対して地域移行、施設移行に向けた意向確認や具体的な支援のアセスメントを丁寧に行い、個別支援計画に反映していきます。
- ・利用者、家族、成年後見人等と十分に相談しながら、区役所や相談支援事業所等とも連携し、ご本人の状態像に応じた支援が提供できる場所(グループホームや高齢者施設等)への移行を推進します。また、必要に応じて見学や体験などを実施します。

(5)新型コロナウイルス感染症対策

- ・利用者が安心、安全に生活できるよう消毒や体調管理等、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底して実施します。

2 地域や関係機関との協働を進めます

(1) 地域との交流により、障害者理解を推進する機会を作ります。

- ・地域の祭り、運動会等の地域行事や地域交流サロン等の町内会活動に積極的に参加します。
また、地域の一員として利用者による防犯パトロールを行うなど上飯田地区の地域福祉保健計画の取組に参加します。
- ・感染防止対策等を講じながら、ボランティアの受け入れを行い利用者生活の質の向上と地域の方との交流を進めます。
- ・福祉体験学習の受け入れを通して障害者理解の推進を図ります。



(2) 地域の関係機関との連携・ネットワークづくりを進めます。 【福祉の作品展 出展作品】

- ・社会福祉分野、保育分野の人材育成のため、実習生等を受入れます。
- ・横浜市の人権研修や福祉活動実習の場として提供し、障害者理解を広げます。
- ・泉区自立支援協議会及び部会に出席し、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働していきます。また、障害者支援のネットワークづくりに貢献します。
- ・地域の関係機関に園内研修への参加を呼びかけ、共に支援力の向上を目指します。

(3) 地域と協働し、防災力を高めます。

- ・火災や地震等の非常事態に際して、地域の自治会やボランティアの協力が十分得られるよう、また私たちも地域防災力を向上するため、近隣町内会とともに避難訓練や炊き出し訓練を行います。

【防災訓練】



【のんきなのおんちゃん劇場公演】



3 適正な施設運営を目指します。

(1)利用者の人権を尊重します。

- ・第三者委員(オンブズパーソン)に定期的に来園していただき、利用者の人権を擁護しサービスの向上を図ります。また、指摘事項の速やかな改善に努めます。
- ・利用者の人権擁護を進めるため、定期的開催される人権委員会の中で人権擁護の取組を進めるとともに人権擁護研修や虐待防止法研修等を実施するなど施設内の虐待防止に取り組めます。また、外部委員も入った虐待防止委員会を開催(年1回)し、その取組についての報告と検証を実施します。
- ・横浜ふくしネットワーク(Y ネット)の加盟施設として利用者の人権、権利擁護の取組に参加し、実践します。

(2)利用者が安全で快適な生活が送れるようにします。

- ・セーフティマネジメント委員会において、事故、ヒヤリハット事例の分析、改善策の検討を行うとともに全職員で情報を共有し、利用者の安心、安全な生活のためにリスクマネジメントを行っていきます。
- ・「松風学園個人情報漏えい事故等防止マニュアル」に基づき、職員全体で個人情報漏えい事故防止を徹底します。
- ・利用者の安全で快適な生活を実現するため、常勤職員だけでなく非常勤職員を含めた全ての職員の情報共有を進め、研修を実施します。
- ・火災や地震等の非常事態に対応できるよう、定期的に防災訓練を実施します。
- ・緊急通報装置の運用により、防犯体制を確保します。
- ・新型コロナウイルス等の感染防止の取組みを徹底します。

(3)職員の人材育成に取り組めます。

- ・横浜市人材育成ビジョンに基づき、職位(職員Ⅰ～Ⅲ)に応じた教育・指導を行います。
- ・園内外の専門研修の受講機会の確保等により、利用者一人ひとりの障害特性への理解及び支援スキルの向上を図ります。

所属研修:強度行動障害研修、リスクマネジメント研修、腰痛予防・介護技術研修など

派遣研修:自閉症セミナー、ノーリフトケア講座、強度行動障害支援講座など

(4)パートナーシップを大切に施設運営を行います。

- ・松風学園の生活は、直接の支援者以外にも多くの関係者や関係機関、企業により支えられています。生活への関わり方は様々ですが、共に働く仲間として協力するとともに、基本理念及び運営方針について機会があるごとに周知を図り、松風学園を利用する全ての人にとってより良い施設となるよう努めます。
- ・松風学園再整備事業では令和3年度に新居住棟の建設工事が計画されていますが、引き続き地域に開かれた施設として、より良い施設づくりを進めていきます。

資料編

【松風学園倫理綱領】

第1条 個人の尊重

職員は、利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。

第2条 人権擁護

職員は、利用者一人ひとりへのいかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。

第3条 自己選択・自己決定の尊重

職員は、利用者一人ひとりの自己選択・自己決定等により、自己実現を図ることができるよう自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

第4条 個別支援

職員は、利用者の支援にあたって、一人ひとりの個性やニーズに応じるとともに、利用者及び家族への十分な説明及び相互理解により個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援をします。

第5条 生活環境の整備

職員は、利用者が快適で充実した日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境の整備に努めます。

第6条 社会参加の支援

職員は、利用者が地域の住民と交流しながら、地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

第7条 在宅生活者の支援

職員は、総合相談や短期入所の事業を通し、地域の在宅知的障害者とその家族への福祉サービスの向上に努めます。

第8条 地域との調和

職員は、ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等を施設運営に組み込み、地域との協働を推進します。

第9条 職員行動基準

具体的行動にあたっては、横浜市職員行動基準を規範とします。



【令和3年度 年間行事計画(予定)】

利用者の楽しみや余暇の充実、地域や関係施設等との交流を促進するため、学園内での行事を計画・実施します。また、地域で行われる行事等へも参加していきます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、各行事等が延期または中止になる可能性があります

月	学園行事	地域行事等
4		
5		上飯田連合町内会総会 軽スポーツ大会 上飯田小運動会
6	花の日(YMCA 保育園交流) ふれあい牧場	ふれあいあやめ祭り(出店)
7	地域さわやか清掃 夜間想定避難訓練	ぴぐれっと祭り 泉の郷夏祭り
8	夏のお楽しみ昼食会 夏祭り(縁日 花火 スイカ割り) のんきなのおんちゃん人形劇団公演	盆踊り・納涼祭(中村・向ヶ丘・南町)
9	定期健康診断	中村町内会体育祭 上飯田中運動会
10	秋の外出 炊き出し訓練 収穫祭	上飯田連合体育祭
11		もみじ祭り JA 農協まつり
12	冬のお楽しみ昼食会 忘年会	泉区福祉の作品展
1	お正月(行事食)	
2	節分	
3		
<p>○利用者自治会 毎月第4金曜日 ○入所家族会 毎月第3日曜日 ○通所家族会 年5回月の最終水曜日 ※なお、「松風まつり」については、再整備事業の実施に伴い、令和元年度から令和5年度(予定)まで、一時休止しています。</p>		



～松風学園は知的障害のある方の生活を支援しています～

令和3年度 横浜市松風学園 事業計画書

令和3年4月 発行

表紙 職員宿舍裏 桜の木
裏表紙 松風学園正面玄関と渡り廊下入口